

専 第 5 号

専 決 処 分 書

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月1日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別 紙)

令 和 7 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和 7 年度 水俣市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度水俣市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 9 6 9, 7 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正（第 1 号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,439,513	3,700	2,443,213
	2 国庫補助金	524,230	3,700	527,930
補正されなかった款に係る額		13,526,487		13,526,487
歳 入 合 計		15,966,000	3,700	15,969,700

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,692,844	3,700	5,696,544
	1 社会福祉費	3,096,386	3,700	3,100,086
補正されなかった款に係る額		10,273,156		10,273,156
歳 出 合 計		15,966,000	3,700	15,969,700

令和 7 年 度

水俣市一般会計補正予算説明書

令和 7 年度 水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）事項別明細書

1 総 括

（歳 入） (単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金	2,439,513	3,700	2,443,213
補正されなかった款に係る額	13,526,487		13,526,487
歳 入 合 計	15,966,000	3,700	15,969,700

（歳 出） (単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	5,692,844	3,700	5,696,544	3,700			
補正されなかった款に係る額	10,273,156		10,273,156				
歳 出 合 計	15,966,000	3,700	15,969,700	3,700			

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	200,586	3,700	204,286	1 総務管理費補助金	3,700	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,700
計	524,230	3,700	527,930			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	362, 818	3, 700	366, 518	3, 700				18 負担金、 補助及び 交付金	3, 700	価格高騰重点支援給付金 3, 200 こども加算給付金 500
計	3, 096, 386	3, 700	3, 100, 086	3, 700						